

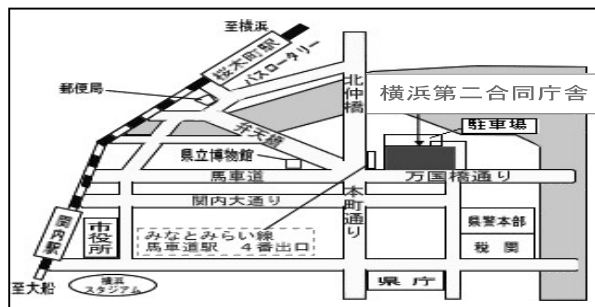
平成 29 年度「職場の受動喫煙防止対策セミナー」開催のご案内

神奈川労働局
 全国労働基準団体連合会 神奈川支部
 (独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

平成 27 年 6 月から施行された改正・労働安全衛生法では、『職場の受動喫煙防止対策』が事業者の努力義務として定められ、事業者は「事業場の実情を把握・分析し、実行可能なものの内、最も効果的な措置を講じること」が求められています。厚生労働省、神奈川県では受動喫煙防止対策に取り組む事業場等への各種支援事業を展開しており、今回のセミナーでは、受動喫煙防止対策の基本的な内容に加え、受動喫煙防止対策に取り組む事業場等に対する厚生労働省・神奈川県などの支援策についても説明します。

事業主、事業場の労務管理・安全衛生管理担当者、産業保健関係業務従事者など、多数の皆様のご参加をお願い申し上げます。

1. 日 時 平成 29 年 10 月 27 日(金) 13:15～
2. 場 所 横浜第二合同庁舎 1F 共用第 1 会議室
(横浜市中区北仲通 5-57)
3. 参加費 無 料
4. 対 象 事業主、事業場の労務管理・安全衛生管理
担当者、産業保健関係業務従事者など
(定員:120 名)



5. セミナーの内容
 - (1) 受動喫煙による健康への有害性について
(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター 産業医・産業保健相談員
 - (2) 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部 労働衛生コンサルタント
 - (3) 神奈川県の受動喫煙防止対策について(県の条例や支援策を含む)
神奈川県 保健福祉局 保健医療部 健康増進課 たばこ対策グループ
 - (4) J T の分煙コンサルティング活動について
日本たばこ産業(株) 神奈川支社 社会環境推進担当
 - (5) 職場における受動喫煙防止対策～好事例と厚生労働省の支援策(受動喫煙防止対策助成制度を含む)
神奈川労働局 労働基準部 健康課
6. 申込方法 以下・申込書に所要事項を記入し、F A X (045-201-7122)でお送りください。
7. 申込締切 平成 29 年 10 月 20(金)
定員(120 名)に達し次第、10 月 20 日(金)以前でも申込を締め切らせていただきます。
8. 問合せ先 (公社)神奈川労務安全衛生協会 (全国労働基準団体連合会 神奈川県支部) TEL 045(662)5965
神奈川労働局 労働基準部 健康課 TEL 045(211)7353

[F A X 用申込書] このまま送信してください。

平成 29 年度「職場の受動喫煙防止対策セミナー」出席申込書

(公社)神奈川労務安全衛生協会 (全国労働基準団体連合会 神奈川県支部) 労働福祉部 あて
 F A X 0 4 5 (2 0 1) 7 1 2 2

事業場名		所属・職名	
氏名		事業場住所等	〒 TEL ()

- ◎ セミナー・当日は、この申込用紙をご持参ください。
- ◎ ご記入いただいた個人情報、(公社)神奈川労務安全衛生協会(全国労働基準団体連合会 神奈川県支部)が責任をもって管理し、本セミナーの的確な実施のためにのみ利用させていただきます。